

# 平成23年度 規制改革に関する要望と結果

(公社)全日本トラック協会  
平成24年6月

要望事項	結果
<p><b>1. 高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和</b>                      高速自動車国道における最高速度は、車両総重量が8トン以上及び最大積載量が5トン以上のトラックは80Km/時に規制されている。同一車線を最高走行速度が異なる自動車(乗用車等は100Km/時)が混在することは、高速道路の円滑な走行を確保する観点から好ましくない。                      警察庁の交通死亡事故統計によれば、事業用大型貨物自動車の死亡事故件数は平成18年以降減少してきている。一方、大型貨物自動車や中型貨物自動車の時速80キロで追い越しをかける場合、2車線を長時間(長距離)にわたり占有して他の車両の交通の流れを阻害しているとの指摘もある。                      このため、高速道路における大型貨物自動車(総重量11トン以上、最大積載量6.5トン以上)、中型貨物自動車(総重量8トン以上11トン未満、最大積載量5トン以上6.5トン未満)の最高速度規制を、現行の80Km/時からスピードリミッターの作動範囲(90Km/時超)に至らない90Km/時に引き上げることとされたい。</p> <p>警察庁 道路交通法施行令第27条第1項第2号</p>	<p>高速自動車国道における法定速度については、交通事故の発生実態等に基づき、必要に応じ、見直しを行っているところですが、大型貨物自動車に係る交通事故について死亡率が普通乗用自動車に比べて高いこと、高速度での事故は重大事故となるおそれが高いこと等から、大型貨物自動車の法定最高速度を80キロメートル毎時としていることは合理的であると考えられます。したがって、御提案に応じることはできません。</p>
<p><b>2. トラック・トレーラの車検期間の見直しについて</b>                      車両総重量8トン未満のトラックについて、初回車検期間が平成12年に延長されたが、自動車技術の進展、ユーザー負担の軽減の観点から                      ① 車両総重量8トン以上のトラック・トレーラについても、初回車検の期間を2年にされたい。                      ② 8トン未満のトラックについては、2回目以降についても期間を2年にされたい。</p> <p>国土交通省 道路運送車両法第48条、第58条、第61条</p>	<p>自動車検査制度は、安全確保・環境保全のために重要な制度であり、車検期間の延長の検討に当たっては、交通事故・環境汚染の状況、自動車ユーザーの保守管理状況、部品の耐久性、諸外国の状況等、多くの視点から総合的に検討を行う必要がある。                      このため、国土交通省では、これらの状況を継続的に注視しており、直近では平成17年に、小型二輪車以外は、現在の車検期間が適当であるとの結論が得られている。                      今後とも交通事故・環境汚染の状況、自動車ユーザーの保守管理状況など自動車を取り巻く状況の変化を見ていく必要があるが、これらの状況の変化のないことから、当面、現在の車検期間が適当と認識している。</p>
<p><b>3. 中型自動車免許制度の見直し</b>                      平成19年6月の道路交通法の一部を改正する法律により、「中型自動車免許」(20歳以上、経験2年以上)制度が施行された。本法施行により若年の新規運転者採用の困難化が進行し、高卒で直ちに運送業に就職を希望される方がいても、2年間は運転業務に従事することができず、このような状況が続けば、高齢運転者が大量に退職時期を迎え、現在の輸送力確保に支障をきたす状況も予想される。                      近年の環境対策強化、輸送品質の確保・労働条件の改善に資する設備等の導入により車両重量の増加が著しく、普通免許で運転できる車両(車両総重量が5,000キログラム未満)が少なくなってきたおり、一層、若年労働者の就業範囲を狭くしている。                      これらの問題解決のため、「普通自動車免許」で運転が可能となる範囲の拡大、つまり、「中型免許範囲下限」を6,500キログラムに引き上げることが是非とも必要である。                      なお、貨物自動車の交通事故統計分析の結果、車両総重量5,000~6,500キログラムの間では、事故発生率に大きな差は見られない。</p> <p>警察庁 道路交通法第3条                      道路交通法施行規則第2条</p>	<p>中型免許制度は、平成16年の道路交通法の改正において、免許区分の見直しにより新設されたものであり、改正前の道路交通法の普通免許で運転できる自動車のうち大型の車両総重量5トン以上8トン未満のものと、大型免許で運転できる自動車のうち車両総重量11トン以上のものについて、車両保有台数当たりの死亡事故件数が顕著に高くなっていること等を踏まえ、新たに中型免許を創設し、中型自動車の安全な運転に必要な技能・知識を有するドライバーに免許を与えることとしたものです。                      貨物車等による悲惨な交通事故を防止するため、自動車の車両特性に応じて、安全な運転に必要な技能・知識を有する者に免許を与えるという運転免許制度の趣旨に鑑みれば、現行の免許制度を直ちに変更することは困難と考えられます。</p>